

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学建築研究会」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は、会員の協力によって建築に関する学術、芸術の進歩を図ることを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 本団体は第 2 条の目的を達成するために建築に関する次の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) コンペティションへの応募
- (3) 資料の収集及び活用
- (4) 講習会、見学会などの開催、その他広報的な活動
- (5) 学内、学外との交流
- (6) その他この会の目標達成に必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学部生及び院生を構成員(以下「会員」という。)として組織する。他大学の学生は会員として認めない。

（役員）

第 6 条 本団体には、次の役員を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

会 長：1 名

副会長：1～2 名

会 計：1～2 名

- ・会長はこの会の最高責任者であり、この会を主宰する。
- ・副会長は会長を補佐し会長不在の場合はその責務を代行する。
- ・会計は建築研究会の帳簿を監査する。

第 7 条 次期役員を選出は適当な時期に行われ、立候補等適当な方法で選出され、会長或いは副会長、顧問によって許可され、会員の半数以上の合意を得ることで正式に任命される。

第 8 条 役員任期は原則 4 月から翌年 2 月末日までとする。但し、任期終了後も次期役員引継ぎまで執務しなければならない。

第 9 条 会長が任期を終えた場合は原則として副会長の一人が次期会長を務める。会長が辞任し

た場合はその時点より副会長の一人が会長となり、その役割を務める。

(顧問)

第10条 建築研究会に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

(会計)

第11条 部員は活動のために、必要に応じて部費を納めるものとする。但し、その金額は公平に、誰かに偏るこのない形での徴収をしなければならない。

第12条 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、会員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第13条 入部希望者は、会長或いは副会長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第14条 退部を希望する会員は、会長或いは副会長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第15条 第11条において、会長は退会を希望する会員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退会を認める。

(規約の変更)

第16条 規約の変更は、役員の会議を経た後、会員全員に伝えた上で、その半数の承認を得て行われるものとする。

(事故防止の義務)

第17条 建築研究会の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第18条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第11条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第19条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

第 20 条 本団体の経費は、部費やクラブ指定寄付金などを収入とし、会計が会長に代わり責任をもって管理する。

附則

本規約は、1967 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。